

別紙3

老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準の改正案

現 行	改 正 案
<p>(受給資格の確認)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 保険医療機関等は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所者である患者（以下「施設入所者」という。）から医療又は特定療養費に係る療養（医科に係るものに限る。）を受けることを求められた場合には、その者の提示する健康手帳によつて<u>老人保健施設の入所者</u>であることを確かめなければならない。</p> <p>(使用医薬品及び歯科材料)</p> <p>第十九条 保険医は、別に厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第七項に規定する治験（以下「治験」という。）に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。</p>	<p>(受給資格の確認)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 保険医療機関等は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所者である患者（以下「施設入所者」という。）から医療又は特定療養費に係る療養（医科に係るものに限る。）を受けることを求められた場合には、その者の提示する健康手帳によつて<u>施設入所者</u>であることを確かめなければならない。</p> <p>(使用医薬品及び歯科材料)</p> <p>第十九条 保険医は、別に厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第七項に規定する治験（以下「治験」という。）に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合<u>その他別に厚生労働大臣が定める場合</u>においては、この限りでない。</p>

(診療の具体的方針)

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

三 投薬

ホ 投薬量は、予見することができる必要期間に従い、おおむね、次の基準による。

(1) 内服薬及び外用薬は、一回十四日分を限度として投与する。

(2) (1)にかかわらず、次に掲げる場合には、それぞれの定めるところによる。

(一) 長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、一回三十日分を限度として投与する。

(二) 長期の航海に従事する船舶に乗り組む患者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者であるものに限る。）に対し投薬の必要があると認められる場合は、航海日程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、一回百八十日分を限度として投与する。

(三) 厚生労働大臣の定める内服薬を厚生労働大臣の定める疾患に罹患している者に対し投与する場合、症状の経過に応じて、当該厚生労働大臣の定める内服薬ごとに一回三十日分又は九十日分を限度として投与する。

(四) 厚生労働大臣の定める外用薬を厚生労働大臣の定める疾患に罹患している者に対し投与する場合、症状の経過に応じて、当該厚生労働大臣の定める外用薬ごとに一回三十日分を限度として投与する。

(診療の具体的方針)

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

三 投薬

ホ 投薬量は、予見することができる必要期間に従つたものでなければならぬこととし、別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該別に厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

へ 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、厚生労働大臣の定める注射薬に限り、症状の経過に応じて一回三十日分を限度として行う。

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

三 投薬

ホ 投薬量は、予見することができる必要期間に従い、おおむね、次の基準による。

(1) 内服薬及び外用薬は、一回十四日分を限度として投与する。

(2) (1)にかかわらず、長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、一回三十日分を限度として投与する。

(3) 長期の航海に従事する船舶に乗り組む患者（船員保険法の規定による被保険者であるものに限る。）に対し投薬の必要があると認められる場合は、航海日程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、一回百八十日分を限度として投与する。

へ 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、別に厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができることとし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならず、別に厚生労働大臣が定めるものについては当該別に厚生労働大臣が定めるものごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

三 投薬

ホ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。

(使用医薬品)

第三十一条 保険薬剤師は、別に厚生労働大臣の定める医薬品以外の医薬品を使用して調剤を行つてはならない。

(使用医薬品)

第三十一条 保険薬剤師は、別に厚生労働大臣の定める医薬品以外の医薬品を使用して調剤を行つてはならない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。